

制定 令和3年6月16日 原規総発第2106162号 原子力規制庁長官決定

取下書の提出があった申請の取扱要領を次のように定める。

令和3年6月16日

原子力規制庁長官

取下書の提出があった申請の取扱要領

(目的)

第1条 この規程は、原子力規制委員会が接受した申請について、その申請者から当該申請を取り下げる旨を記載した書面（以下「取下書」という。）の提出があった場合の当該申請の取扱いについて定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請の取下げについて適用する。

(取下書の記載事項)

第3条 取下書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人であって申請に係る書類にその代表者の氏名を記載した場合はその氏名
- 二 取下げをする申請の件名及び申請日
- 三 取下げの日付
- 四 取下げの事由

(取下書の提出があった場合の申請の取扱い)

第4条 別に定めがある場合を除き、申請に係る処分を通知する前に当該申請の取下書が原子力規制委員会に到達した場合には、当該申請に係る処分は行わないこととし、申請者に対してその旨を書面（別紙1）で通知する。

2 申請に係る処分を通知した後に取下書が原子力規制委員会に到達した場合には、

申請者に対して当該申請について取下げができない旨を書面（別紙２）で通知する。

- 3 第１項の規定により処分を行わないこととした申請に係る書類及び前項の規定に係る取下書については、返還しないこととする。
- 4 取下書に係る意思決定過程を記録した文書（取下書を含む。）及び第１項の規定により処分を行わないこととした申請に係る書類の保存期間は、原則５年とする。

附 則

この規程は、令和３年６月１６日から施行する。

(別紙1)

番 号
年 月 日

申請者 殿

原子力規制委員会

申請の取下げについて

年 月 日付けで貴殿から取下げの申出のあった下記の申請については、処分を行わないこととしたのでお知らせ致します。

記

1. 申請の名称及び年月日

以上

(別紙2)

番 号
年 月 日

申請者 殿

原子力規制委員会

申請の取下げについて

年 月 日付けで貴殿から取下げの申出のあった下記の申請については、既に処分内容を通知しており、取下げが認められませんのでお知らせ致します。

記

1. 申請の名称及び年月日

2. 取下げが認められない理由

(例) ○月○日付けで申請に基づく処分を行い、同日付けでその旨の通知を発送したため。

以上